

「反論書の提出について(9号)」の書き方

この「反論書の提出について(9号)」は、国税通則法第95条第1項の規定に基づき、審査請求人が原処分庁の答弁書に記載された事項に対する反論書を提出する場合に使用します。

- 1 代理人が提出される場合には、審査請求人の押印は必要ありません。
- 2 反論の記載に当たっては、次葉を利用するか、又は適宜の用紙に記載してください。
- 3 反論書を提出する場合には、正本1通のほか、当該反論書を送付すべき参加人及び原処分庁の数に相当する通数の副本を提出してください。